

2. リスクアセスメント対象物に該当しない皮膚等障害化学物質等*⁶（皮膚刺激性有害物質、皮膚吸収性有害物質）及び特化則等により不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられている物質の一覧

CAS RN [®]	国によるGHS分類の名称	リスクアセスメント対象物 (労働安全衛生法令の名称)	備考	不浸透性の保護衣等を使用する義務			
				皮膚刺激性有害物質* ^{7, 8}	皮膚吸収性有害物質* ^{9, 10}	●製造等の禁止、特化則等* ¹¹	裾切り値(重量%)* ¹³
57-92-1	1, 1'- [(1R, 2R, 3S, 4R, 5R, 6S) - 4 - ({ 5 - デオキシ - 2 - O - [2 - デオキシ - 2 - (メチルアミノ) - アルファー - L - グルコピラノシル] - 3 - C - ホルミル - アルファー - L - リキソフラノシル } オキシ) - 2, 5, 6 - トリヒドロキシシクロヘキサン - 1, 3 - ジイル] ジグアニジン (別名ストレプトマイシン)	-		●			1
64-69-7	ヨード酢酸	-		●			1
79-57-2	オキシテトラサイクリン	-		●			1
91-97-4	3, 3'-ジメチルピフェニル-4, 4'-ジイル=ジイソシアネート	-		●			1
103-95-7	2-メチル-3-(p-イソプロピルフェニル)プロピオンアルデヒド	-		●			1
105-87-3	酢酸ゲラニル	-		●			1
108-23-6	クロロギ酸イソプロピル	-		●			1
112-75-4	N, N-ジメチルテトラデカン-1-イルアミン	-		●eye			1
119-36-8	メチル=2-ヒドロキシベンゾアート (別名サリチル酸メチル)	-		●			1
122-18-9	N-ベンジル-N, N-ジメチルヘキサデカン-1-アミニウム, クロリド (1:1)	-		●			1
127-51-5	α-イソメチルヨノン	-		●			1
139-07-1	ベンジル (ドデシル) ジメチルアンモニウム=クロリド	-		●			1
139-08-2	ベンジル (ジメチル) (テトラデシル) アンモニウム=クロリド	-		●			1
142-16-5	ビス (2-エチルヘキサン-1-イル) =マレアート	-		●			1
582-25-2	安息香酸カリウム塩	-			●		1
1071-93-8	アジピン酸ジヒドラジド	-		●			1
1205-17-0	3-(1, 3-ベンゾジオキソール-5-イル)-2-メチルプロパナール	-		●			1
1310-66-3	水酸化リチウム水和物	水酸化リチウム		●			1
1314-23-4	酸化ジルコニウム	-		●			1
1522-92-5	3-プロモ-2, 2-ビス (プロモメチル) プロパン-1-オール	-		●eye			1
1861-40-1	N-ブチル-N-エチル-アルファ, アルファ, アルファ-トリフルオロ-2, 6-ジニトロ-パラ-トルイジン (別名ベスロジン又はベンフルラリン)	-		●			1
2530-83-8	2-{ [3 - (トリメトキシシリル) プロポキシ] メチル } オキシラン	-		●eye			1
2797-51-5	2-アミノ-3-クロロ-1, 4-ナフトキノ (別名キノクラミン (ACN))	-		●			1
3228-02-2	4-イソプロピル-3-メチルフェノール	-		●eye			1
3811-73-2	ナトリウム=1-オキシ-1λ(5)-ピリジン-2-チオラート	-		●	●		1

CAS RN®	国によるGHS分類の名称	リスクアセスメント対象物 (労働安全衛生法令の名称)	備考	不浸透性の保護衣等を使用する義務			
				皮膚刺激性有害物質*7, 8	皮膚吸収性有害物質*9, 10	●製造等の禁止、特化則等*11	裾切り値(重量%)*13
4170-30-3	2-ブテナール(別名クロトンアルデヒド((E)-2-ブテナールと(Z)-2-ブテナールの異性体混合物))	2-ブテナール		●	●		0.1
5421-46-5	チオグリコール酸アンモニウム	—		●			1
6259-76-3	ヘキシル=2-ヒドロキシベンゾアート(別名:サリチル酸ヘキシル)	—		●			1
7681-52-9	次亜塩素酸ナトリウム(有効塩素濃度:6~15%の水溶液)	次亜塩素酸カルシウムその他の次亜塩素酸塩類		●			1
7778-66-7	次亜塩素酸カリウム	次亜塩素酸カルシウムその他の次亜塩素酸塩類		●			1
8001-58-9	クレオソート油	クレオソート油		●			1
9016-87-9	α-(イソシアナトベンジル)-ω-(イソシアナトフェニル)ポリ[(イソシアナトフェニレン)メチレン]	—		●			1
10233-03-1	次亜塩素酸マグネシウム	次亜塩素酸カルシウムその他の次亜塩素酸塩類		●			1
11138-47-9	過ホウ酸のナトリウム塩	—		●eye			1
12040-72-1	(過ホウ酸のナトリウム塩)水和物(ナトリウム数不定の一水和物)	—		●eye			1
13149-00-3	cis-シクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸無水物(別名ヘキサヒドロ無水フタル酸のcis-異性体)	—		●			1
13189-00-9	亜鉛=ビス(2-メチルプロパ-2-エノアート)	—		●			1
13477-10-6	次亜塩素酸バリウム	次亜塩素酸カルシウムその他の次亜塩素酸塩類		●			1
13517-20-9	過ホウ酸-ナトリウム三水和物	—		●eye			1
13840-33-0	次亜塩素酸リチウム	次亜塩素酸カルシウムその他の次亜塩素酸塩類		●			1
14166-21-3	trans-シクロヘキサン-1,2-ジカルボン酸無水物(別名ヘキサヒドロ無水フタル酸のtrans-異性体)	—		●			1
15120-21-5	過ホウ酸-ナトリウム	—		●eye			1
15875-13-5	1,3,5-トリス(ジメチルアミノプロピル)ヘキサヒドロ-1,3,5-トリアジン	—		●eye			1
18127-01-0	3-(4-tert-ブチルフェニル)プロパナール	—		●			1
22936-75-0	4-(1,2,ジメチルプロピルアミノ)-2-エチルアミノ-6-メチルチオ-1,3,5-トリアジン(別名ジメタメトリン)	—		●			1
25321-14-6	ジニトロトルエン(異性体混合物)	—			●		0.1
27459-10-5	4-イソドデシルフェノール	—		●			1

CAS RN®	国によるGHS分類の名称	リスクアセスメント対象物 (労働安全衛生法令の名称)	備考	不浸透性の保護衣等を使用する義務			
				皮膚刺激性有害物質*7, 8	皮膚吸収性有害物質*9, 10	●製造等の禁止、特化則等*11	裾切り値(重量%)*13
32055-14-4	アニリン・ホルムアルデヒド・ホスゲン重合体	-		●			1
32210-23-4	4-tert-ブチルシクロヘキサン-1-イル=アセタート	-		●			1
32388-55-9	1-[(3R, 3aR, 7R, 8aS) -3, 6, 8, 8-テトラメチル-2, 3, 4, 7, 8, 8a-ヘキサヒドロ-1H-3a, 7-メタノアズレン-5-イル] エタノン	-		●			1
36483-57-5	3-ブromo-2, 2-ビス(プロモメチル)プロパン-1-オール	-		●eye			1
37244-98-7	過ホウ酸ナトリウム四水和物	-		●eye			1
39807-15-3	5-ターシャリ-ブチル-3-[2, 4-ジクロロ-5-(プロパ-2-イン-1-イルオキシ)フェニル]-1, 3, 4-オキサジアゾール-2(3H)-オン(別名オキサジアリギル)	-		●			1
41205-21-4	N-(4'-フルオロフェニル)-2, 3-ジクロロマレイミド(別名フルオリミド)	-		●			1
51235-04-2	3-シクロヘキシル-6-(ジメチルアミノ)-1-メチル-1, 3, 5-トリアジン-2, 4(1H, 3H)-ジオン(別名ヘキサジノン)	-		●eye			1
51594-55-9	(R)-1-クロロ-2, 3-エポキシプロパン	エピクロロヒドリン		●			1
52888-80-9	S-ベンジル=ジプロピルカルバモチオアート(別名プロスルホカルブ)	-		●			1
54464-57-2	1-(2, 3, 8, 8-テトラメチル-1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8-オクタヒドロナフタレン-2-イル)エタン-1-オン(別名: Iso E Super)	-		●			1
57018-04-9	O-2, 6-ジクロロ-p-トリル=O, O-ジメチル=ホスホロチオアート(別名トルクロホスメチル)	-		●			1
57427-55-1	テトラプロピレンフェノール	-		●			1
61791-26-2	獣脂アルキルアミンのエトキシ化物	-		●			1
64359-81-5	4, 5-ジクロロ-2-オクチルイソチアゾール-3(2H)-オン	-		●			1
68131-39-5	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテル(アルキル基の炭素数が12から15までのもの及びその混合物に限る。)	-		●			1
68424-85-1	アルキル(C=12~16)(ベンジル)(ジメチル)アンモニウム=クロリド	-		●			1
81334-34-1	(RS)-2-(4-イソプロピル-4-メチル-5-オキソ-2-イミダゾリン-2-イル)ニコチン酸(別名イマザビル(酸))	-		●eye			1
87392-12-9	2-クロロ-N-(2-エチル-6-メチルフェニル)-N-[(S)-1-メトキシプロパン-2-イル]アセトアミド(別名メトラクロール(S体))	-		●			1
87674-68-8	(RS)-2-クロロ-N-(2, 4-ジメチル-3-チエニル)-N-(2-メトキシ-1-メチルエチル)アセトアミド(別名ジメテナミド)	-		●			1
121158-58-5	ドデシル(分枝型)フェノール	-		●			1

CAS RN [®]	国によるGHS分類の名称	リスクアセスメント対象物 (労働安全衛生法令の名称)	備考	不浸透性の保護衣等を使用する義務			
				皮膚刺激性有害物質 ^{*7, 8}	皮膚吸収性有害物質 ^{*9, 10}	●製造等の禁止、特化則等 ^{*11}	裾切り値(重量%) ^{*13}
121552-61-2	4-シクロプロピル-6-メチル-N-フェニルピリミジン-2-アミン (別名シプロジニル)	-		●			1
133220-30-1	(RS)-2-[2-(3-クロロフェニル)-2,3-エポキシプロピル]-2-エチルインダン-1,3-ジオン (別名インダノファン)	-		●			1
142459-58-3	4'-フルオロ-N-イソプロピル-2-(5-トリフルオロメチル-1,3,4-チアジアゾール-2-イルオキシ)アセトアニリド (別名フルフェナセット)	-		●			1
148477-71-8	2,2-ジメチルブタン酸=3-(2,4-ジクロロフェニル)-2-オキソ-1-オキサスピロ[4,5]デカ-3-エン-4-イル (別名スピロジクロフェン)	-		●			1
178961-20-1	2-クロロ-N-(2-エチル-6-メチルフェニル)-N-[(R)-1-メトキシプロパン-2-イル]アセトアミド (別名メトラクロール (R体))	-		●			1
224049-04-1	3,4-ジクロロ-N-(2-シアノフェニル)イソチアゾール-5-カルボキサミド (別名イソチアニル)	-		●			1
400882-07-7	2-メトキシエチル=2-[4-(tert-ブチル)フェニル]-2-シアノ-3-オキソ-3-[2-(トリフルオロメチル)フェニル]プロパノアート (別名シフルメトファン)	-		●			1
560121-52-0	(E)-2-[4-(tert-ブチル)フェニル]-2-シアノ-1-(1,3,4-トリメチル-1H-ピラゾール-5-イル)ピニル=2,2-ジメチルプロパノアート (別名シエノピラフェン)	-		●			1
688046-61-9	(5-クロロ-2-メトキシ-4-メチルピリジン-3-イル)(2,3,4-トリメトキシ-6-メチルフェニル)メタノン (別名ピリオフェノン)	-		●			1
* 2	パウダーケーキ (1) [組成: ニトログリセリン/ニトロセルローズ/水=60/15/25]	-		●			1
* 2	パウダーケーキ (2) [組成: ニトログリセリン/ニトロセルローズ/イソプロピルアルコール=60/23/17]	-		●			1
* 2	-	黄りんマッチ	製造等禁止物質			●	-
* 2	-	ベンジジン及びその塩	製造等禁止物質			●	1
* 2	-	4-アミノジフェニル及びその塩	製造等禁止物質			●	1
* 2	-	4-ニトロジフェニル及びその塩	製造等禁止物質			●	1
* 2	-	ビス(クロロメチル)エーテル	製造等禁止物質			●	1
* 2	-	ペーターナフチルアミン及びその塩	製造等禁止物質			●	1

CAS RN [®]	国によるGHS分類の名称	リスクアセスメント対象物 (労働安全衛生法令の名称)	備考	不浸透性の保護衣等を使用する義務			
				皮膚刺激性有害物質 ^{*7, 8}	皮膚吸収性有害物質 ^{*9, 10}	●製造等の禁止、特化則等 ^{*11}	裾切り値(重量%) ^{*13}
* 2	—	ベンゼンを含有するゴムのりで、その含有するベンゼンの容量が当該ゴムのりの溶剤(希釈剤を含む。)の5パーセントを超えるもの	製造等禁止物質			●	—
* 2	—	溶接ヒューム				●	1

備考：

* 2 CAS番号が特定できないことを示す。

* 6 皮膚等障害化学物質等とは、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号。以下「安衛則」という。)第594条の2(令和6年4月1日施行のものをいう。以下同じ。)において、「化学物質又は化学物質を含有する製剤(皮膚若しくは眼に障害を与えるおそれ又は皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかなものに限り。)」と規定されている。

* 7 皮膚刺激性有害物質とは、皮膚等障害化学物質のうち、国が公表するGHS分類の結果及び譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報のうち「皮膚腐食性・刺激性」、「眼に対する重篤な損傷性・眼刺激性」及び「呼吸器感作性又は皮膚感作性」のいずれかで区分1に分類されている化学物質をいう。ただし、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号。以下「特化則」という。)等の特別規則において、皮膚又は眼の障害を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。なお、E列に「eye」の記載があるものは「眼に対する重篤な損傷性/眼刺激性」のみ区分1に該当し、かつ、皮膚吸収性有害物質にも該当しないため、眼に対する保護具の使用のみ必要な化学物質である。

* 8 本一覧に掲載している皮膚刺激性有害物質は、令和5年3月31日までに分類された、国によるGHS分類の結果に基づくものである。国によるGHS分類は見直しが行われますので最新の情報を確認のこと。また、譲渡提供者より提供されたSDS等に記載された有害性情報も確認のこと。

* 9 皮膚吸収性有害物質とは、皮膚等障害化学物質のうち、皮膚から吸収され、若しくは皮膚に侵入して、健康障害を生ずるおそれがあることが明らかな化学物質をいう。ただし、特化則等の特別規則において、皮膚又は眼の障害等を防止するために不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられているものを除く。

* 10 本一覧に掲載している皮膚吸収性有害物質は、厚生労働省の行政検討会で検討した特定方法により、皮膚吸収性有害物質に含まれる化学物質を特定したものである。本一覧に掲載されていない化学物質であっても、新たな知見等により皮膚吸収性有害物質に該当することが明らかとなった場合には、安衛則第594条の2に基づき不浸透性の保護衣等を使用させなければならない。

(参考：令和5年度第1回化学物質管理に係る専門家検討会 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33388.html)

* 11 四アルキル鉛中毒予防規則(昭和47年労働省令第38号)第2条又は第4条から第12条、若しくは特化則第22条、第22条の2、第38条の19、第44条、第47条、第50条又は第50条の2の規定において、作業又は業務に関して、不浸透性の保護衣等の使用が義務付けられている物。

* 13 皮膚等障害化学物質の含有量が裾切り値未満の製剤は皮膚等障害化学物質等には該当しない。なお、特化則等の特別規則の適用を受ける化学物質については、裾切り値以下の含有量の製剤については当該特別規則の適用はない。